

地球温暖化対策計画書制度の見直しに関する説明会



愛知県環境局地球温暖化対策課
計画推進グループ

- 1 地球温暖化対策計画書制度とは
- 2 地球温暖化対策計画書制度の見直しの背景
- 3 新たな制度について
- 4 質疑応答

- 1 地球温暖化対策計画書制度とは
- 2 地球温暖化対策計画書制度の見直しの背景
- 3 新たな制度について
- 4 質疑応答

地球温暖化対策計画書制度①

➤ 根拠

✓ 愛知県地球温暖化対策推進条例

6.5ガス 非エネルギー起源CO₂、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)

➤ 対象事業者

✓ 県内(名古屋市内を除く)の全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の年度の合計が**1,500kl以上**

✓ 県内(名古屋市内を除く)の全ての事業所における、排出量の年度の合計※が温室効果ガス(6.5ガス)の種類ごとに**3,000t-CO₂以上**、かつ事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上 ※HFC、PFC、SF₆、NF₃は暦年

温対法の算定・報告・公表制度(報告のみ)

エネルギー起源CO₂
国内で原油換算エネルギー使用量
合計1,500kl以上の事業者
= 省エネ法の特定事業者

左記以外の温室効果ガス(6.5ガス)
国内で6.5ガスの種類ごとに排出量
合計3,000t-CO₂以上、かつ従業員数
21人以上の事業者

県条例の地球温暖化対策計画書制度(計画と報告)

県内(名古屋市内を除く)で原油
換算エネルギー使用量合計
1,500kl以上の事業者

県内(名古屋市内を除く)で6.5ガスの
種類ごとに排出量合計3,000t-CO₂以上、
かつ従業員数21人以上の事業者

名古屋市条例の地球温暖化対策計画書制度(計画と報告)
名古屋市内で原油換算エネルギー使用量800kl以上の事業所

地球温暖化対策計画書制度②

➤ 計画書及び実施状況書

- ✓ 計画書: 温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画書
- ✓ 実施状況書: 計画書に基づく実施の状況を記載した書面

➤ 届出

- ✓ 計画書: 原則、3年分の計画を作成・提出
- ✓ 実施状況書: 計画書提出の翌年度から毎年度作成・提出

< 計画書等提出スケジュール(2024年度に計画書を提出する事業者の場合) >

提出年度	計画書	実施状況書
2024	提出(計画期間: 2024~2026年度)	提出(2023年度実績)※
2025		提出(2024年度実績)
2026		提出(2025年度実績)
2027	提出(計画期間: 2027~2029年度)	提出(2026年度実績)
...		

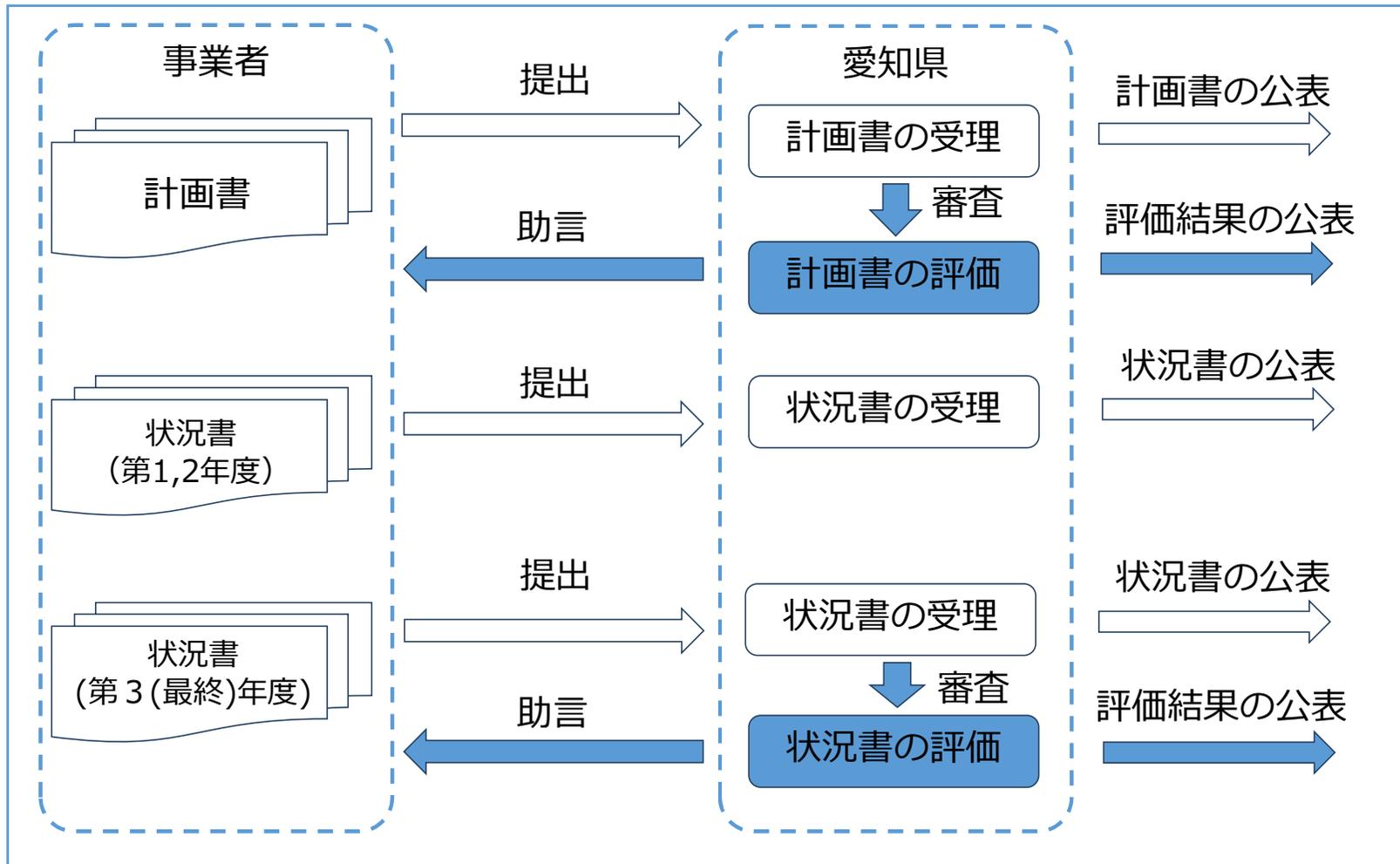
※2021年度に提出した計画書に基づく実施状況書

地球温暖化対策計画書制度③

➤ 評価、公表、助言

- ✓ 計画書等の内容について、県が**評価**、**評価結果を公表**、**必要な助言**を実施

➤ 地球温暖化対策計画書制度のフロー



○ 評価の対象と考え方

評価対象	考え方
計画書	より積極的で実効性の高い計画策定を促す。
実施状況書	PDCAを機能させる。多様な取組を積極的に評価する。

ア 温室効果ガス排出量

- ・ 自らの排出量の削減についての評価

イ 削減対策

- ・ 自らの排出量削減に寄与する取組の評価

ウ 先進的・先導的対策

- ・ 自らのみならず社会全体の排出量削減に寄与する先導的・先進的な取組の評価

エ 再生可能エネルギー等の優先的な使用(新規)

- ・ 自らの使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の使用割合の評価

評価ランクと結果の公表

【評価ランク】

模範的・先導的(S)、優(A)、良(B)、良未満(C)、
評価なし(―)のいずれかを判断

評価項目ごとに評価を行う(総合評価としない)

評価項目の種類	評価のランク					その他の公表内容
	公表対象		公表対象外			
	S	A	B	C	―	
ア 温室効果ガス 排出量	○	○	○	○	―	―
イ 削減対策	○	○	○	―	―	S又はAの場合の 自主対策の内容
ウ 先進的・先導的 対策	○	○	―	―	○	先進的・先導的対策 の内容
エ 再生可能エネル ギー等の優先的 な使用	○	○	○	○	―	―

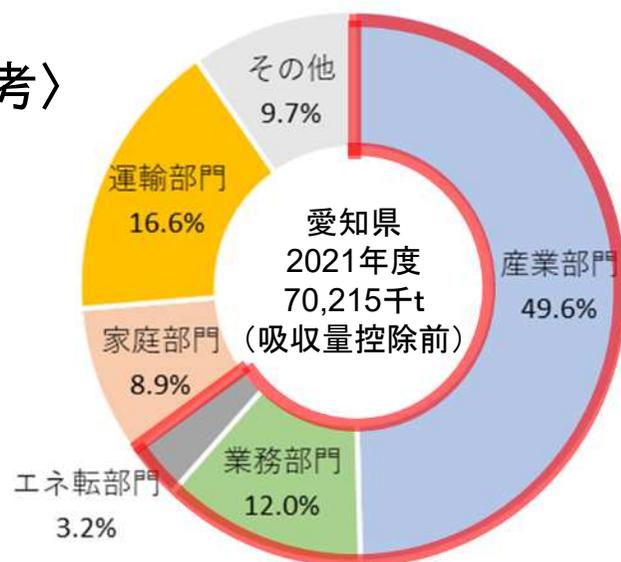
対象事業者の温室効果ガス排出状況

➤直近の2022年度実績では、2019年度比で11.6%削減

温室効果ガス排出量及び対2019年度比増減率

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	増減率
年間総排出量(千t-CO ₂) / 事業者数	37,120 / 731	34,924 / 737	34,656 / 741	32,811/736	-11.6%
産業部門	31,284 / 501	29,226 / 504	28,487 / 505	27,378/508	-12.5%
業務部門	2,930 / 217	2,882 / 219	2,916 / 221	2,802/214	- 4.4%
エネルギー転換部門	2,906 / 13	2,815 / 14	3,254 / 15	2,632/14	- 9.4%

〈参考〉



産業・業務・エネ転部門の排出量 6割強

このうち約7割強を対象事業者の排出量が占める

➤ 根 拠

✓ 地球温暖化対策計画書等に関する要綱

➤ 対象事業者

✓ 条例の対象事業者の要件に該当しない事業者
かつ

✓ 県内(名古屋市内を除く。)に工場等を有する者

➤ 内容

✓ 条例の様式により計画書・状況書を作成・提出し、
条例の対象事業者と同様に、県の評価等を受ける
ことができる。

<参考>パワーアップ資金【施策推進枠】

○ カーボンニュートラルを実現するため、次の**環境負荷低減設備を導入する中小企業者を対象に融資**

- ① 省エネルギーを促進するための設備
- ② 新エネルギーを促進するための設備
- ③ 廃棄物、排水、副産物及び容器包装等（「廃棄物等」）のリサイクルを促進するための設備
- ④ 廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備
- ⑤ 環境負荷低減型製品（エコ商品）を製造するための設備

資金使途・限度額	環境負荷低減設備を導入するために必要な事業資金 <限度額 8千万円>
融資期間・利率	1年以内 年1.1%以内 1年超3年以内 年1.2%以内 3年超5年以内 年1.3%以内 5年超7年以内 年1.4%以内 7年超10年以内 年1.5%以内 ※ <u>「地球温暖化対策計画書」を届出済みの場合は、各0.5%引き下げ</u>
申込先	県制度融資取扱金融機関の県内各店舗

本日の内容

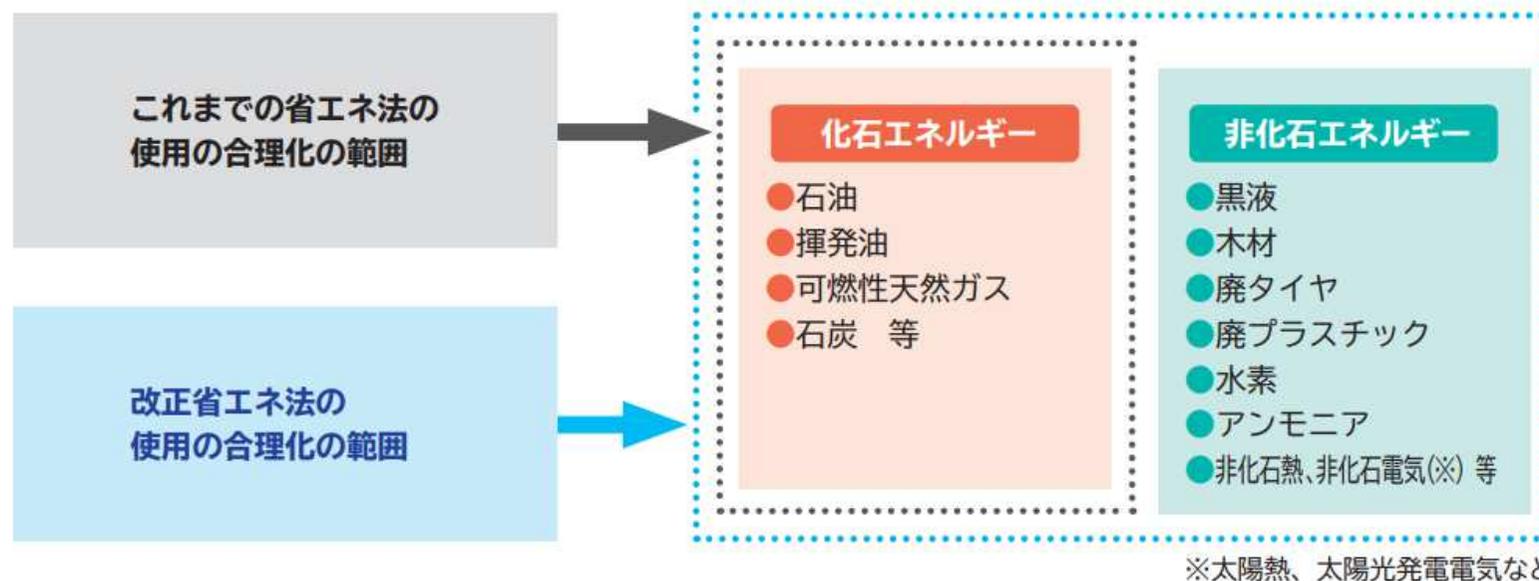
- 1 地球温暖化対策計画書制度とは
- 2 地球温暖化対策計画書制度の見直しの背景
- 3 新たな制度について
- 4 質疑応答

地球温暖化対策計画書制度の見直しの背景①

2023.4 改正省エネ法の施行

(1) エネルギーの使用の合理化

非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化を求める。非化石エネルギーが報告対象に追加。



出典：資源エネルギー庁Webページ

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/amendment/index.html

(2) 非化石エネルギーへの転換

特定事業者等は、**非化石エネルギーへの転換の目標**に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことを求められる。

地球温暖化対策計画書制度の見直しの背景②-1

温対法の改正

2023年度報告分から

- ・任意報告様式にサプライチェーン排出量算定・削減の取組状況や排出削減目標・計画など、様々な記載欄を新設

2024年度報告分から

- ・算定対象活動・排出係数・地球温暖化係数の見直し
- ・廃棄物の原燃料使用の位置づけの変更
- ・都市ガス及び熱の事業者別係数の導入

【地球温暖化係数の例】

温室効果ガス		地球温暖化係数	
		現状	見直し後
1	二酸化炭素	1	1
2	メタン	25	28
3	一酸化二窒素	298	265
4	ハイドロフルオロカーボン	—	—
	トリフルオロメタン	14,800	12,400
	ジフルオロメタン	675	677
	...	—	—
5	パーフルオロカーボン	—	—
	パーフルオロメタン	7,390	6,630
	パーフルオロエタン	12,200	11,100
	...	—	—
6	六ふっ化硫黄	22,800	23,500
7	三ふっ化窒素	17,200	16,100

【廃棄物に係るCO₂排出量の計上先の扱い】

	CO ₂ 排出量の計上先	
	2024年度報告から	2023年度報告まで
① 廃棄物の単純焼却	非エネ起CO ₂ 排出量	非エネ起CO ₂ 排出量
② 熱回収を伴う廃棄物の焼却 ※ 廃棄物処理を主目的とする施設を想定	非エネ起CO ₂ 排出量	
③ 燃料としての廃棄物の利用 ※ 廃棄物処理を主目的としない施設を想定	エネ起CO ₂ 排出量	
④ 廃棄物由来の燃料(RPF、RDF等)の使用	エネ起CO ₂ 排出量	

地球温暖化対策計画書制度の見直しの背景②-2

【改正後の算定対象活動】

新たに算定対象に追加した活動は赤字、排出係数の区分を見直した活動は青字、数値のみを更新した活動は緑字、変更のない活動は黒字、削除された活動は取り消し線で記載

非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)
石炭の生産
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
原油の輸送
地熱発電施設における蒸気の生産
セメントの製造
生石灰の製造
ソーダ石灰ガラスの製造
炭酸塩の使用
アンモニアの製造
シリコンカーバイドの製造
カルシウムカーバイドの製造
二酸化チタンの製造
ソーダ灰の製造
エチレン等の製造
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用
電気炉における炭素電極の使用
鉄鋼の製造における鋳物の使用
鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼 (フレアリング)
潤滑油等の使用
非メタン揮発性有機化合物 (NMVOC) を含む溶剤の焼却
ドライアイスの製造
ドライアイスの使用
炭酸ガスのボンベへの封入
炭酸ガスの使用
耕地における肥料の使用
廃棄物の焼却

メタン (CH ₄)
燃料の使用
コークスの製造
電気炉における電気の使用
石炭の生産
木炭の製造
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
原油の輸送
原油の精製
天然ガスの輸送
都市ガスの製造
都市ガスの供給
地熱発電施設における蒸気の生産
エチレン等の製造
家畜の飼養 (消化管内発酵)
家畜の排せつ物の管理
稲作
農業廃棄物の焼却
廃棄物の埋立処分
堆肥の生産
廃棄物の焼却
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理

地球温暖化対策計画書制度の見直しの背景②-3

【改正後の算定対象活動(続き)】

一酸化二窒素 (N ₂ O)
燃料の使用
木炭の製造
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
アジピン酸等の製造
麻酔剤の使用
半導体素子等の製造
家畜の排せつ物の管理
耕地における肥料の使用
耕地における農作物の残さの肥料としての使用
林地における肥料の使用
農業廃棄物の焼却
堆肥の生産
廃棄物の焼却
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理

ハイドロフルオロカーボン (HFC)
クロロジフルオロメタンの製造
ハイドロフルオロカーボンの製造
マグネシウム合金の鋳造
半導体素子等の製造におけるHFC又はPFCの使用
冷凍空調機器の製造におけるHFCの封入
業務用冷凍空調機器の使用開始におけるHFCの封入
業務用冷凍空調機器の整備におけるHFCの回収及び封入
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用
噴霧器の製造におけるHFCの封入
噴霧器の使用
溶剤等の用途へのHFCの使用

パーフルオロカーボン (PFC)
アルミニウムの製造
パーフルオロカーボンの製造
半導体素子等の製造におけるPFC、HFC又はNF ₃ の使用
光電池の製造におけるPFCの使用
溶剤等の用途へのPFCの使用
鉄道事業又は軌道事業用整流器の廃棄

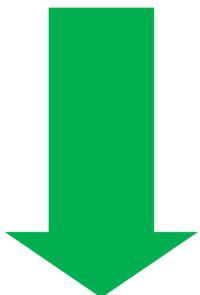
六ふつ化硫黄 (SF ₆)
六ふつ化硫黄の製造
マグネシウム合金の鋳造
半導体素子等の製造におけるSF ₆ の使用
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入
変圧器等電気機械器具の使用
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収
粒子加速器の使用

三ふつ化窒素 (NF ₃)
三ふつ化窒素の製造
半導体素子等の製造におけるNF ₃ の使用

地球温暖化対策計画書制度の見直しの背景③

2018.2 あいち地球温暖化防止戦略2030

- ・ 目標：2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度比で**26%削減**
- ・ 長期目標：2050年頃に持続可能な**低炭素社会**を実現する



国のカーボンニュートラル宣言や、温室効果ガス排出削減目標の引き上げ等を踏まえて**戦略2030を改定**



あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）

2022.12 あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)

- ・ 目標：2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度比で**46%削減**
- ・ 長期目標：2050年までに**カーボンニュートラル**の実現を目指す
- ・ 取組指標：地球温暖化対策計画書等制度に基づく事業者の総排出量を2019年度比で**35%削減**

地球温暖化対策計画書制度の見直しの経緯

制度の見直しについては、学識経験者等で構成される「愛知県地球温暖化対策計画書制度見直し検討委員会」で検討を実施

愛知県地球温暖化対策計画書制度見直し検討委員会構成員

氏名	所属等
◎青木 清	南山大学法学部法律学科教授
後藤 貴登	一般社団法人中部経済連合会価値創造本部社会実装推進部担当課長
小林 敬幸	名古屋大学大学院工学研究科准教授
佐藤 航太	愛知県商工会議所連合会（名古屋商工会議所産業振興部長）
雪田 和人	愛知工業大学工学部教授兼エコ電力研究センター長

◎座長

2023年10月30日現在

検討の経緯

開催日	検討内容
第1回検討委員会 (2023年10月30日)	<ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギー等の優先的な使用に関する目標温室効果ガス排出量の中長期削減目標脱炭素経営に関する取組事項対象事業者の範囲
第2回検討委員会 (2023年12月26日)	<ul style="list-style-type: none">評価及び公表のあり方経過措置

2024年4月1日 改正地球温暖化対策推進条例施行規則、評価指針を施行

経過措置について

- 2024年4月1日以降新たに計画書を提出する事業者は、新計画書制度の様式(新様式)により提出する(下表A社)。今年度の既存の対象事業者は24事業者。
- 2024年4月1日の時点で旧計画書制度に基づき地球温暖化対策に取り組んでいる計画期間内の事業者は、計画期間が終了するまでの間、旧計画書制度の実施状況書の様式(旧様式)により提出する(B社・C社)。ただし、事業者の希望により新計画書制度により計画書を提出し直すことができる。(D社)

<参考>

提出年度	A社	B社	C社	D社
2021年度	(旧)計画書			
2022年度	(旧)実施状況書①	(旧)計画書		(旧)計画書
2023年度	(旧)実施状況書②	(旧)実施状況書①	(旧)計画書	(旧)実施状況書①
2024年度 (施行)	(旧)実施状況書③ (新)計画書	(旧)実施状況書②	(旧)実施状況書①	(旧)実施状況書② (新)計画書
2025年度	(新)実施状況書①	(旧)実施状況書③ (新)計画書	(旧)実施状況書②	(新)実施状況書①
2026年度	(新)実施状況書②	(新)実施状況書①	(旧)実施状況書③ (新)計画書	(新)実施状況書②
2027年度	(新)実施状況書③ (新)計画書	(新)実施状況書②	(新)実施状況書1	(新)実施状況書③ (新)計画書
...				

※(旧)旧様式、(新)新様式、①1年目、②2年目、③3年目

本日の内容

- 1 地球温暖化対策計画書制度とは
- 2 地球温暖化対策計画書制度の見直しの背景
- 3 **新たな制度について**
- 4 質疑応答

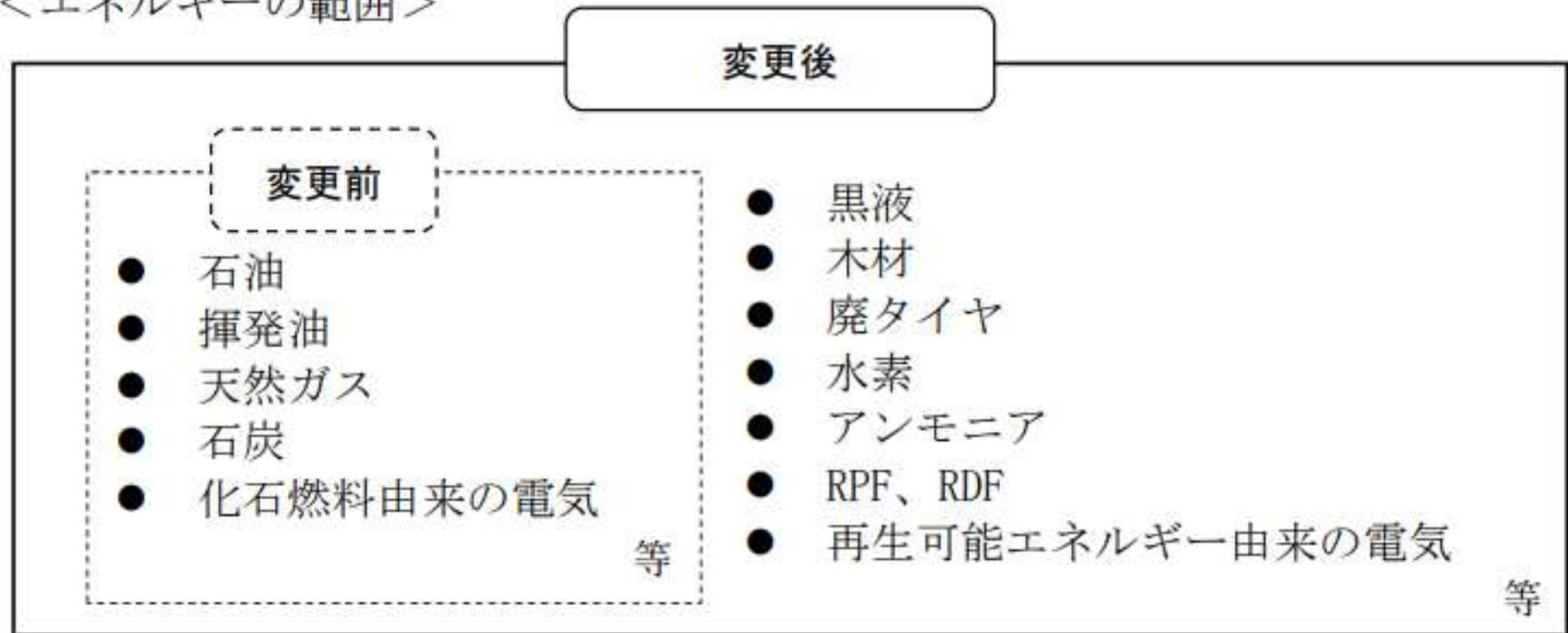
主な変更点は以下のとおり

- (1) 対象事業者の範囲の見直し**
- (2) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標の追加**
- (3) 気候変動関連の目標及び計画に関する情報（中長期目標等）の追加**
- (4) 温室効果ガス排出量の削減に係る目標と評価基準の見直し**
- (5) 先進的・先導的対策の見直し**

(1) 対象事業者の範囲(エネルギー起源CO₂)

改正省エネ法に合わせて、再生可能エネルギー等を含むエネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上の事業者を対象とする。

＜エネルギーの範囲＞



計画書(新様式)の【計算書①】を用いて、原油換算エネルギー使用量の合計及びエネルギー起源CO₂の排出量の合計が計算可能

(1) 対象事業者の範囲(エネルギー起源CO₂以外)

温対法施行令・算定省令の改正に合わせた、算定対象活動・排出係数・地球温暖化係数により算定した排出量の合計が温室効果ガスの種類※ごとに3,000t-CO₂以上、かつ常時使用する従業員の数が21人以上を対象とする。

※ 非エネルギー起源CO₂、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)

- 計画書(新様式)の【計算書②(非エネルギー起源CO₂)】、【計算書③(その他ガス)】を用いて計算可能
- 算定対象活動・排出係数・地球温暖化係数の詳細は、作成の手引き(2024年4月)のp.70-92に掲載
- 廃棄物原燃料(RPF、RDF等)を燃料として使用する場合は、エネルギー起源CO₂として排出量を算定する。廃棄物として焼却(熱回収する場合を含む)する場合は、非エネルギー起源CO₂として排出量を算定する。

(2) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標①

改正省エネ法を踏まえ、事業者における再生可能エネルギー等の導入拡大を促進するため、再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標等を計画書及び実施状況書に追加する。

別紙 8

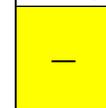
6 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標

(1) 目標年度

	目標年度		目標の位置づけ※
①		年度	
②		年度	
③		年度	

※目標の位置づけの欄は、社内目標やRE100の参加状況など位置づけがある場合に記載

参考評価



(2) 使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率に係る目標

	指標名	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算k1)	目標	単位
①	使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率			%

(3) その他の目標

	指標名	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算k1)	目標	単位
②				
③				

- ▷ 目標年度は原則、2030年度（社内目標等が既にある場合は、当該年度も可能）
- ▷ 使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の比率に係る目標は、全事業者が設定
- ▷ エネルギー換算の考え方は、改正省エネ法と同様
- ▷ 目標を評価基準に基づき評価
- ▷ S,Aランクの事業者名を公表（目標値は非公表）

- ▷ 電気に限らず熱や燃料も含めた再エネ等の優先的な使用に係る目標も設定可能

(2) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標②

- 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る評価は、「使用電気全体に占める再生可能エネルギー等由来の電気の使用の割合」を評価基準と比較する方法で行う。
- 状況書については、第3年度の実績で評価するが、実績年度によって評価基準が変わる

評価基準

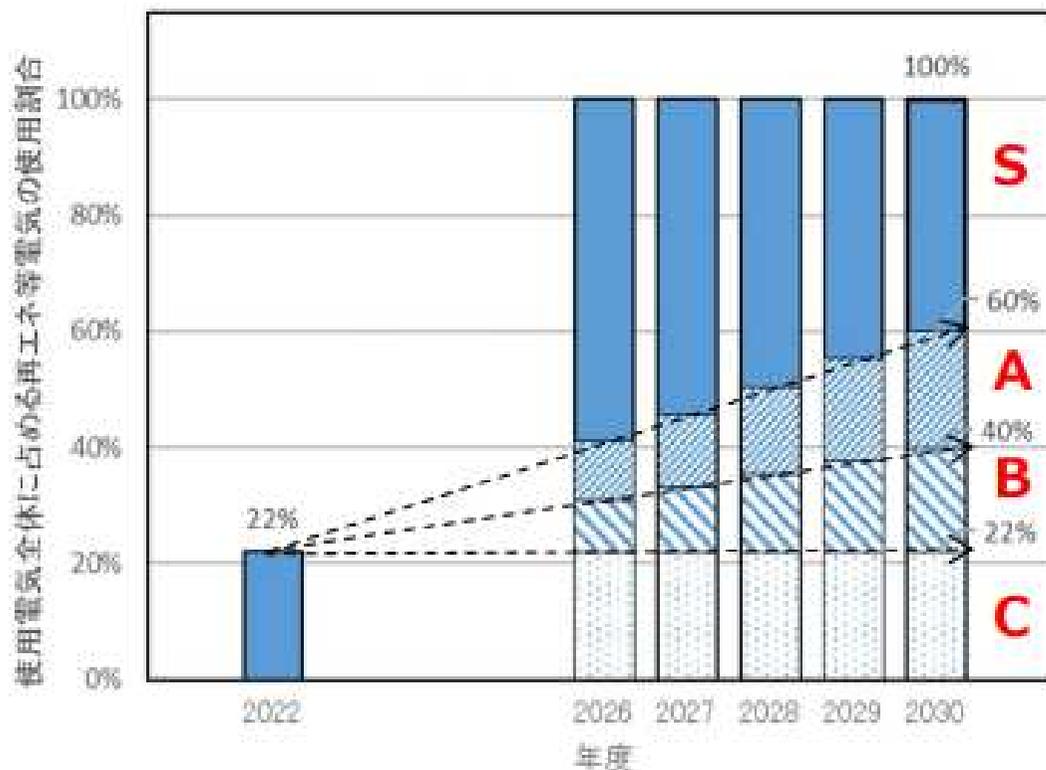
ランク	評価基準	
	計画書 (再エネ等電気の使用割合の 2030 年度の「目標」)	状況書(第3年度) (再エネ等電気の使用割合の「実績」)
S	60%以上	下表の S ランク値以上
A	40%以上 60%未満	下表の A ランク値以上 S ランク値未満
B	22%以上 40%未満	22%以上下表の A ランク値未満
C	22%未満	22%未満

第3年度	2026	2027	2028	2029	2030
Sランク	41%	46%	50%	55%	60%
Aランク	31%	33%	35%	38%	40%

(2) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標③

【評価基準の考え方】

- 2022年度時点の国内の発電電力に占める再生可能エネルギーの導入割合(速報値)は、約22%である。また、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し(関連資料)」(令和3年10月資源エネルギー庁)に示された2030年度の電源構成では、火力以外が約60%、再エネ等が約40%となっている。これらのことから、本評価項目の評価基準を設定している。
- 状況書の評価基準(S,A)については、再エネ等電気の導入割合が、2022年度時点の実績(約22%)から2030年度の目標(60%又は40%)まで直線的に増加すると仮定した場合の各年度の値以上としている(下の図を参照)。また、計画書の目標年度を2030年度以外の年に設定した場合も、同様の考え方により2030年度に換算して評価を行う。



(3) 気候変動関連の目標及び計画に関する情報

温対法に合わせ、国及び県の2050年カーボンニュートラルや2030年度の46%削減目標(2013年度比)等を踏まえ、**中長期の削減目標等を計画書に追加。目標の設定は任意。**

別紙10

8 気候変動関連の目標及び計画に関する情報

(1) 中長期削減目標に係る基準年度及び目標年度

	基準年度		目標年度		目標の位置づけ※
①		年度		年度	
②		年度		年度	
③		年度		年度	

※目標の位置づけの欄は、社内目標やSBTの認定状況など位置づけがある場合に記載

(2) 中長期削減目標

※排出量または排出原単位のいずれかを選択

※ 排出量の場合

		基準年度	目標年度	基準年度比削減率 (%)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	①			
	②			
	③			

※ 排出原単位の場合

排出原単位の指標と単位			排出原単位			
	指標名	単位	基準年度	単位	目標年度	基準年度比削減率 (%)
①						
②						
③						

(3) 目標設定の考え方

(4) 温室効果ガスの排出量の中長期削減に向けた対策の計画状況

基準年度、目標年度、基準年度比削減率(排出原単位を選択した場合、排出原単位の指標含む)を**公表**(評価はしない)

(4) 温室効果ガス排出量の削減に係る目標と評価①

別紙4

4 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標

(1) 基準年度及び計画期間

	計画期間			
基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	
年度	年度	年度	年度	

参考評価

【目標】を新たな評価基準で評価

(2) 排出の量の削減等に係る目標

※ 排出量または排出原単位のいずれかを選択

※ 排出量の場合

温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	基準年度比削減率(%) 【目標】
	基準年度比削減率(%)				

第3年度における基準年度比削減率を【目標】とする
(旧制度では3年間の削減率の平均値)

※ 排出原単位の場合

【評価対象の排出原単位】

排出原単位の指標と単位		排出原単位								基準年度比削減率(%) 【目標】
指標名	単位	基準年度	単位	第1年度	削減率	第2年度	削減率	第3年度	削減率	

〔実施状況書〕
第3年度における削減率(実績)を新たな評価基準で評価

ランク	評価基準 (新制度)	
	計画書 (削減率の「目標」)	状況書 (第3度) (削減率の「実績」)
S	12%以上	12%以上
A	3%以上12%未満	3%以上12%未満
B	0%以上3%未満	0%以上3%未満
C	0%未満	0%未満

ランク	評価基準 (旧制度)	
	計画書 (削減率の「目標」)	状況書 (第3度) (削減率の「実績」)
S	6%以上	6%以上
A	2%以上6%未満	2%以上6%未満
B	0%以上2%未満	0%以上2%未満
C	0%未満	0%未満

(4) 温室効果ガス排出量の削減に係る目標と評価②

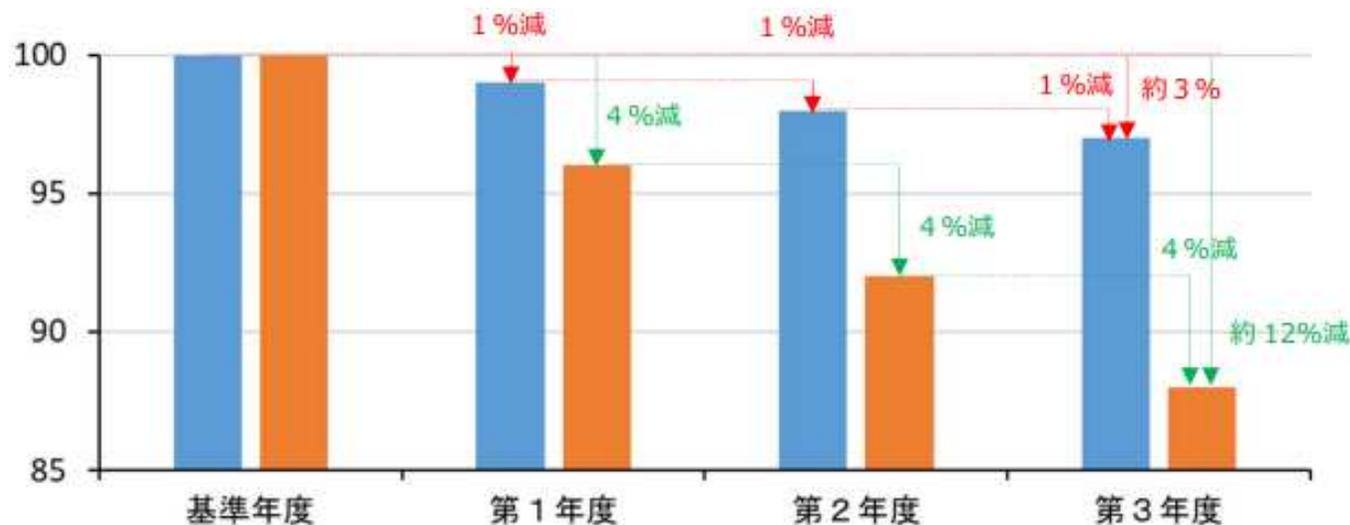
【評価基準の考え方】

1 Aランクの評価基準である3%以上の考え方

省エネ法では、エネルギー消費原単位等を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを求めている。この水準を計画期間である3年間に換算すると約3%の削減となることからこの値を採用。(下図青の棒グラフ)

2 Sランクの評価基準である12%以上の考え方

「あいち地球温暖化戦略2030(改定版)」では、2030年度に2013年度比46%減と整合する目標として「2030年度に計画書制度に基づく事業者の総排出量を2019年度比で35%削減する」を取組指標(KPI)としている。この水準は、年平均で約4%の削減となり、計画期間である3年間に換算すると約12%の削減となることからこの値を採用。(下図オレンジの棒グラフ)



(5) 先進的・先導的対策の変更点

- 既存の先進的・先導的対策の項目や内容にサプライチェーン全体の排出量等の見える化につながる取組や気候変動関連の情報開示(TCFD等)を追加
- 項目の「低炭素」を「脱炭素」に見直し

区分 (大項目・小項目)	内容
1 脱炭素型 の技術・製品・サービスの調達における対策	<ul style="list-style-type: none"> ・取引等において買い手の立場で調達先に作用する対策と定義する。 ・社会全体の地球温暖化対策への寄与を主たる目的とした調達。
① 脱炭素型 社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達	<ul style="list-style-type: none"> ・調達先の排出量削減に寄与する調達時の配慮・工夫の実施。
② 調達時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン(調達先)の温室効果ガス削減につながる取組	
2 脱炭素型 の技術・製品・サービスの提供における対策	<ul style="list-style-type: none"> ・取引等において売り手の立場で提供先に作用する対策と定義する。 ・社会全体の温室効果ガスの削減に寄与する技術・製品・サービスの提供。
① 脱炭素型 社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・提供先の排出量削減に寄与する提供時の配慮・工夫の実施。
② 提供時の配慮・工夫等によって、サプライチェーン(供給先)の温室効果ガス削減につながる取組	
3 その他の先進的・先導的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・上記1～2に該当しないもの。
① サプライチェーン全体の排出量等の見える化につながる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーン全体の排出量 (Scope1～Scope3排出量等) の算定の実施。
② 地球温暖化対策の実施状況や排出量の情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・企業グループ全体の地球温暖化対策や排出量に関する情報開示。 ・TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) 開示。 ・CDP質問書を通じた情報開示。 ・その他気候変動に関わる情報開示の実施。
③ 従業員に対する 脱炭素 行動 (特定事業者からの排出に関わらないもの) の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭部門等の温室効果ガスの削減につながる対策。
④ 二酸化炭素の吸収源整備	<ul style="list-style-type: none"> ・植林、県内産の木材利用等。
⑤ 地球温暖化対策に関わる人材の育成や技術の伝承	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な地球温暖化対策につながることを意図した活動。
⑥ 地球温暖化対策に関わる技術の研究開発の推進	
⑦ その他温室効果ガスの削減に寄与する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・①～⑥に該当しないもの。

○計画書

- ・3年度ごとに作成
- ・今年度(2024年度)の場合、2021年度に計画書を提出した(2023年度で計画期間が終了した)事業者(既存の対象事業者は24事業者)
- ・希望により新計画書制度により計画書を提出し直す事業者
- ・新たに規模要件を満たすこととなった事業者
- ・様式は**新様式**を使用

○実施状況書

- ・計画書を提出した翌年度以降、毎年度作成
- ・2023年度までに提出された計画書の計画期間が終了するまでは**旧様式**を使用

〈作成・提出時期〉

毎年度4月1日から7月31日まで

〈提出方法〉

あいち電子申請・届出システム

(https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action)

〈提出先〉

主たる工場等の所在地を所管する県民事務所等の環境保全課

提出書類等について（続き）

<県ウェブページ>

○愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書制度(新様式)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/keikakusyo02.html>

- ・計画書(新様式)のダウンロード
- ・ガイドブック(評価の考え方、評価ポイント、対策事例を載せた解説書)
- ・評価指針
- ・地球温暖化対策計画書等の作成の手引き(2024年4月)

○愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書制度(旧様式)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/keikakusyo01.html>

- ・実施状況書(旧様式)のダウンロード
- ・ガイドブック(旧制度)
- ・評価指針(旧制度)
- ・地球温暖化対策計画書等の作成の手引き(2022年3月)(旧制度)

○愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書制度

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

- ・評価結果、排出状況、削減目標等の公表
- ・助言結果一覧 など